1. 懲戒処分者数及び分限処分者数について

(平成 22 年 4 月 1 日~平成 23 年 3 月 31 日)

- 〇 この調査は、各地方公共団体が平成22年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)に行った懲戒処分及び分限処分に係る職員数の状況を把握するために実施したものである。
- 〇 調査の対象となる者は、都道府県、政令指定都市、市、特別区、町村及び一部事 務組合等の事務に従事している一般職に属するすべての職員である。

ただし、岩手県内の2団体については、東日本大震災の影響により回答困難のため、本調査の対象外としている。

- なお、この調査における留意事項は次のとおりである。
 - (1)地方公務員法上、分限処分に係る規定が原則適用除外とされている条件附採 用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準じる措置が行われた ものは、便宜上分限処分に付された者として調査しているものであること。
 - (2) 平成 22 年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を 1 人として計上しているものであること。

(1) 懲戒処分者数の状況

- 平成 22 年度中に懲戒処分を受けた職員数は 4,918 人であり、前年度に比べて 1,065 人減少している。
- 〇 処分者数を種類別にみると、免職 539 人(対前年度比 24 人増)、停職 885 人(同 124 人増)、減給 1,542 人(同 338 人減)、戒告 1,952 人(同 875 人減)となっており、免職及び停職が増加し、減給及び戒告が減少している。
- 処分者数を行為別にみると、全体では「一般服務関係」1,868 人(38.0%)が 最も多く、次いで「道交法違反」1,302 人(26.5%)、「一般非行関係」855 人(17.4%)、 「監督責任」705 人(14.3%)、「収賄等関係」129 人(2.6%)、「給与・任用 関係」42 人(0.9%)、「違法な職員組合活動」17 人(0.3%)の順となっている。

(単位:人)

懲戒処分者数の状況(種類別・行為別)

区 分 免職 停職 減給 戒告 合 計 1 15 23 3 42 給与·任用関係 (受験採用の際の虚偽行為等) (13)(46)(5) (13)(15) 88 298 721 761 1, 868 一般服務関係 (勤務態度不良、職務命令違反等) (96)(298)(940)(880)(2, 214)251 325 184 95 855 一般非行関係 (傷害・暴行、金銭関係の非行等) (217)(237)(162)(63)(679)100 2 21 6 129 収賄等関係 (収賄、横領等) (98)(16)(3) (1) (118)99 214 292 1, 302 697 道交法違反 (99)(189)(277)(698)(1, 263)0 2 4 11 17 違法な職員組合活動 (0)(4) (160)(12)(176)0 8 314 383 705 監督責任 (0)(4) (325)(1, 158)(1, 487)539 885 1, 542 1, 952 4, 918 計 合 (515)(761)(1.880)(2.827)(5.983)

⁽注) 1 ()内の数字は、前年度の人数を示す。

^{2 2}以上の事由により懲戒処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

(2) 分限処分者数の状況

- 〇 平成 22 年度中に分限処分を受けた職員数は 24,686 人であり、前年度に比べて 292 人減少している。
- 〇 処分者数を種類別にみると、降任 134 人(対前年度比 31 人減)、免職 440 人(同 513 人減)、休職 24,111 人(同 270 人増)、降給 1 人(対前年同数)となっており、降任及び免職は前年度より減少しているが、休職は増加している。
- 処分者数を事由別にみると、全体では「心身の故障の場合」23,873 人(96.7%) が最も多く、次いで「職制等の改廃等により過員等を生じた場合」368 人(1.5%)、「条例に定める事由による場合」223 人(0.9%)、「刑事事件に関し起訴された場合」86 人(0.3%)、「職に必要な適格性を欠く場合」85 人(0.3%)、「勤務実績が良くない場合」51 人(0.2%)の順となっている。
- (注) 四捨五入のため、各計数を足したものと合計とが一致しない。

分限処分者数の状況(種類別・事由別)

(単位:人)

区	分	降	任	免	職	休	職	降	給	合	計
## 75 = 6 + 1 > 5 7	<i>+</i> >.1 、↓目 △		25		26		_		_		51
動務実績が良く	ない場合		(39)		(20)				(59)		
)			44		26	23,	803			23,	873
心身の故障の場 [・]	Ã		(76)		(29)	(23,	510)			(23,	615)
			65		20		1				85
職に必要な適格 [']	性を欠く場合		(50)		(29)).				(79)	
職制等の改廃等	職制等の改廃等により		0		368		_		-		368
過員等を生じた場合			(0)	((893)					((893)
			_		1		86				86
刑事事件に関し	起訴された場合						(83)				(83)
			_		1		222		1		223
条例に定める事	田による場合					(248) (1)		((249)		
	計		134		440	24,	111		1	24,	686
合		((165)	((971)	(23,	841)		(1)	(24,	978)

- (注) 1 ()内の数字は、前年度の人数を示す。
 - 2 同一年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を 1 人として計上している。
 - 3 2以上の事由により分限処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

(参考) 懲戒処分者数及び分限処分者数の推移

【懲戒処分者数】

(単位:人)

年度	免職	停 職	減 給	戒告	合 計
22	539	885	1,542	1,952	4,918
21	515	761	1,880	2,827	5,983
20	565	907	1,933	2,251	5,656
19	581	2,509	2,028	15,208	20,326
18	629	1,070	2,571	3,321	7,591
17	477	1,020	1,840	2,509	5,846
16	441	948	2,166	2,453	6,008
15	492	1,042	2,153	2,595	6,282
14	468	1,092	2,163	2,560	6,283
13	359	963	2,247	2,622	6,191

⁽注) 2以上の事由により懲戒処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

【分限処分者数】

(単位:人)

年度	降任	免 職	休 職	降給	合 計
22	134	440	24,111	1	24,686
21	165	971	23,841	1	24,978
20	149	830	23,572	0	24,551
19	175	224	22,287	0	22,686
18	380	543	20,923	0	21,846
17	173	172	18,560	1	18,906
16	143	237	16,532	0	16,912
15	136	136	15,926	2	16,200
14	119	444	15,001	1	15,565
13	102	129	21,549	1	21,781

⁽注1) 同一年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を 1人として計上している。

⁽注2) 2以上の事由により分限処分に付された場合は、主たる事由により計上している。